



RIETI Discussion Paper Series 17-J-067

地方創生と自治体・サードセクター間の財政関係

喜多見 富太郎
京都産業大学



Research Institute of Economy, Trade & Industry, IAA

独立行政法人経済産業研究所

<http://www.rieti.go.jp/jp/>

地方創生と自治体・サードセクター間の財政関係*

喜多見富太郎（京都産業大学）

要 旨

本稿は、自治体・サードセクター間の財政関係について、地方創生を担う市町村の行政執行体制の観点及び非営利法人の主務官庁制の観点から検証した。まず、総務省の地方財政状況調査データにより、市町村の行政執行体制を直接執行、委託執行、間接執行という観点から分析した。分析結果は、第1に、自治体の小規模性、人口減少、高齢化という人口三要因は、市町村行政の執行体制のあり方、サードセクターの立地に影響していること、第2に、市町村の執行体制では、人口規模の小規模化、人口減少、高齢化の程度と、直接執行・委託執行の比重の低下、間接執行の比重の上昇との間に緩やかな相関関係が認められること、第3に、執行体制のあり方は政策分野で異なり、直接執行と委託執行・間接執行の間の代替関係が異なること、第4に、サードセクターの立地は、法人格の種類や事業活動目的で人口三要件の影響が異なること、が認められた。以上からの政策的含意として、今後の地方創生では、政策分野ごとに市町村－サードセクター関係のあり方での人口三要件に関する行政の執行体制の変容やサードセクターの立地集積特性を踏まえた互恵的な行政－サードセクター関係の構築が課題であることがわかる。

キーワード：地方創生、自治体・サードセクター間関係、自治体の執行体制

JEL classification: R51, R58

RIETI ディスカッション・ペーパーは、専門論文の形式でまとめられた研究成果を公開し、活発な議論を喚起することを目的としています。論文に述べられている見解は執筆者個人の責任で発表するものであり、所属する組織及び（独）経済産業研究所としての見解を示すものではありません。

*本稿は、独立行政法人経済産業研究所におけるプロジェクト「官民関係の自由主義的改革とサードセクターの再構築に関する調査研究」の成果の一部である。本稿の分析に当たっては、経済産業研究所（RIETI）が実施した平成29年度「日本におけるサードセクターの経営実態に関する調査」を利用した。また、本稿の原案に対して、経済産業研究所ディスカッション・ペーパー検討会の方々から多くの有益なコメントを頂いた。ここに記して、感謝の意を表したい。

地方創生と自治体－サードセクター間の財政関係

京都産業大学 喜多見富太郎

目次

- 1 はじめに
- 2 人口三要因と市町村の執行体制の関係の検証
- 3 人口三要因とサードセクターの立地特性の検証
- 4 市町村－サードセクター間の財政関係の検証
- 5 政策分野別の市町村－サードセクター間の財政関係の検証
- 6 福祉分野における市町村－サードセクター間の財政関係の検証
- 7 まとめ

1. はじめに

本稿は、自治体とサードセクターの関係を地方創生という観点から検証することを目的とする。

人口の小規模性、高齢化、人口減少（以下この3つを「人口三要因」とよぶ。）が顕在化している地域において、基礎自治体である市町村が行政サービスを持続的かつ効率的に提供することができるかは、今後の地方創生における重要な課題である¹。人口三要因を抱える市町村では、財政力が弱く十分な自治体職員を確保することが困難である一方、伝統的な地域共同体を通じて行政サービスに代替する公共的なサービスが提供される基盤があると考えられる。他方、人口三要因により、伝統的な地域共同体の基盤が弱体化してきていることも考えられる。こうした地域では、サードセクターは行政からの補助金あるいは事業委託等を通じて、行政サービスを補完、受託する役割を担うと考えられることから、人口三要因顕在化地域におけるサードセクターによる市町村行政の補完、受託の状況を定量的に検証することは、今後の地方創生の推進のために必要な作業である。

しかし、このような人口三要因に着目した自治体とサードセクター間の財政関係の定量的研究は、従来、データ面の制約により、この点の検証は粗い推計にとどまらざるを得なかった（喜多見「サードセクターガバナンスと地方創生」RIETI DP 15-J-021 (2015)、同「自治体の雇用削減と公的サービス供給体制の変化」REITI DP16-J-037(2016)など）。この点、経済産業研究所（RIETI）が実施した平成 29 年度「日本におけるサードセクターの経営実態に関する調査」（以下「RIETI データ」）は、新たにサードセクターの収益に関して、都道

¹ 高齢化と人口減少は労働力人口の低下などを通じて地域社会・経済の衰退要因になると考えられる。また人口が小規模であることは、自治体の財政的基盤を脆弱にする要因となりうる。したがってこれら3つの要因は、地方創生を考えるうえで重要な人口的要因であると考えられる。

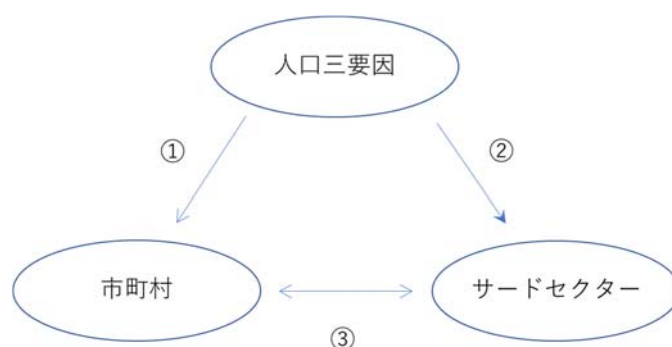
府県・市町村ごとの移転的収入、対価的収入が調査項目に加えられており、より精細な検証が可能となっている。また、2016年からは総務省が地方財政状況調査の原表の公表を開始しており、個別自治体ごとに目的別・性質別歳出データのクロス集計データが作成でき、目的別歳出項目（政策分野）ごとの性質別歳出（職員費、委託費、補助費などの執行経費）を分析できるようになっている。本稿は、こうした新たなデータを用いて、人口三要因と自治体－サードセクター間の相互関係を定量的に検証する点で、新規性を有している。

本稿での検証項目は、図表 1-1 の検証スキームに従い、以下の3点とする。

- ① 人口三要因と市町村の執行体制の検証
- ② 人口三要因とサードセクターの立地特性の検証
- ③ 市町村－サードセクター間の財政関係の検証

さらに市町村－サードセクター間の財政関係の検証では、政策分野別に市町村の執行体制とサードセクターの財政関係を検証し、福祉分野を取り上げて深掘り検証する。

図表 1-1 検証スキーム



検証スキームの背景にある作業仮説は次のとおりである。

まず、市町村は、人口三要因の顕在化によって執行体制の変容を受けると考えられる。それは行政による官僚制的な執行から行政－サードセクター間の協働的な執行への変容と考えられる（検証項目の①）。他方、サードセクターは、その事業活動目的や法人格の種類による財務構造の違いなどにより、その事業活動拠点の立地選択が人口三要因の影響を受けると考えられる（検証項目の②）。そしてこのような人口三要因の影響のもとで、市町村とサードセクターは、事業委託、補助金交付等の財政関係を通じて政策分野ごとに特有の協働的な行政サービスの執行体制を形成すると考えられる（検証項目の③）。そしてその協働的な執行体制の特有性は、市町村側の各政策分野における自律性・裁量性といった分権性の程度とサードセクター側の主務官庁制の有無等の非営利法人制度の特性によって影響を受けるのではないかと、いうものである。

検証にあたっては、総務省の2016年の地方財政状況調査の個別データ²及びRIETIデー

² http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/GL08020103.do?_toGL08020103_&listID=

タを利用した。別表1に、RIETIデータの法人格別の回答者数を示した。

2. 人口三要因と市町村の執行体制の関係の検証

(1) 市町村の執行体制の定量化

まず、総務省の地方財政状況調査データにより、市町村の執行経費を直接執行、委託執行、間接執行というカテゴリーに分類する。

ここで市町村の執行経費とは、行政サービスを提供するために必要な経費である。広義にはすべての歳出³がそれに相当すると考えられるが、ここでは市町村による経常的な行政執行に限定するため、性質別歳出項目から普通建設事業費、維持補修費、災害復旧事業費、失業対策費、投資及び出資金、貸付金、繰出金および財源調達経費である公債費を除いた。また、扶助費についても個人の自助活動を手段とした執行経費と見うるが、ここでは公助、共助に限定する趣旨で除外した。さらに、財政調整的経費である積立金、前年度繰上充用金も除外した。以上より、市町村の執行経費は、人件費、物件費、補助費等の合計額とした。

そのうえで、直接執行を市町村の職員による執行方法、委託執行を事業委託等による執行方法、間接執行を民間団体等への補助等による執行方法と定義する。また、直接執行率を執行経費に占める職員費⁴の比率、委託執行率を執行経費に占める委託費の比率、間接執

000001153668 の表番号 15「人件費の内訳」、表番号 16「職員給の状況」、表番号 19「補助費等・維持補修費及び扶助費の内訳」、表番号 89「物件費の内訳」を用いた。

³ 地方財政状況調査データでは、歳出項目として、人件費（うち職員給）、物件費、維持補修費、扶助費、補助費等（国に対するもの、都道府県に対するもの、同級他団体に対するもの、一部事務組合に対するもの、その他に対するもの）、普通建設事業費（補助事業費、単独事業費、国直轄事業負担金、県営事業負担金、同級他団体施行事業負担金、受託事業費、補助事業費、単独事業費）、災害復旧事業費（補助事業費、単独事業費、県営事業負担金、同級他団体施行事業負担金、受託事業費、補助事業費、単独事業費）、失業対策事業費（補助事業費、単独事業費）、公債費、積立金、投資及び出資金、貸付金、繰出金、前年度繰上充用金、があげられている。

⁴ 人件費には、事業費支弁に係るものを除いた一切の給与費を計上されている。その内訳は、「議員報酬手当」、「委員等報酬」、「市町村長等特別職の給与」、「職員給」、「地方公務員共済組合等負担金」、「恩給及び退職年金」、「災害補償費」、「職員互助会補助金」、「その他」（地方公務員等共済組合法の対象とならない職員に係る社会保険料、育児休業給等）の10項目である。職員給は、以上のように人件費の内訳項目であり、「給料」、「その他の手当」、「未勤勉手当」、「その他」（育児休業給など以上に該当しない手当）が計上されて

行率を執行経費に占める民間等への補助金等⁵の比率と定義する。以下、これら3つの執行方法の組合せを市町村の執行体制と呼ぶ。この3つの執行方法のカテゴリーは、市町村による権力的な意思決定が執行段階で変容される程度を示しており、直接執行、委託執行、間接執行の順にそれが強まるため、直接執行率の低下と間接執行率の上昇の程度に応じて官僚制的な執行体制（ヒエラルヒー）から協働的な執行体制（ガバナンス）に移行すると考えられる。

(2) 市町村の執行方法間の関係

図表 2-1 は、市町村の執行方法間の相関係数を示したものである。データは全市町村（1718 団体）の平成 25 年度決算を用いている。そこに見られるように、間接執行率（民間等への補助費等/執行経費）と直接執行率（職員給/執行経費）および委託執行（委託費/執行経費）との間には、明らかな負の相関が認められる。ここから、市町村においては、民間団体等への補助金を通じて政策目的を間接的に実現する「共助」的な手法が、市町村職員が自ら政策を実施したり、市町村職員の指揮監督のもとにそれを代行する委託執行といった「公助」的な手法を代替する関係にあることがうかがえる。

図表 2-1 直接執行率・委託執行率・間接執行率間の相関係数

	職員給/ 執行経費	非常勤職 員費/執 行経費	賃金/執 行経費	委託費/ 執行経費	民間等へ の補助費 等/執行 経費
職員給/執行経費	1				
非常勤職員費/執行経費	0.17223	1			
賃金/執行経費	-0.0781	-0.45415	1		
委託費/執行経費	-0.14268	0.029184	-0.19968	1	
民間等への補助費等/執行経費	-0.57447	-0.14816	-0.09668	-0.51833	1

(3) 人口三要因と市町村の執行体制の関係

次に、市町村における、人口の小規模性、人口減少、高齢化のそれぞれの程度と、行政執

いる。なお、 臨時的雇用である一般職に属する臨時職員等に係る賃金等の給与である「臨時職員給与」は人件費に計上されているが（本稿では非常勤職員費という。）、それよりも短期のいわゆるアルバイト職員への賃金は物件費に計上されている。この点については、注 6、7 を併せて参照のこと。

⁵ 地方財政状況調査データでは、上記のように「補助費等」は「国に対するもの」、「都道府県に対するもの」、「同級他団体に対するもの」、「一部事務組合に対するもの」、「その他に対するもの」に区分されているが、このうち「その他に対するもの」を民間等に対する補助金等とした。

行体制における直接執行、委託執行の関係を検証した。

図表 2-2 は、人口（総数、対数人口）、65 歳以上人口割合、平成 22 年～27 年の人口増減率について、直接執行率（職員給/執行経費）、委託執行率（委託費/執行経費）、間接執行率（民間等への補助費等/執行経費）、臨時的雇用（非常勤職員費⁶・賃金⁷）による執行率との相関係数を示したものである。

図表 2-2 人口三要因と市町村執行体制との相関係数

	人口総数	ln人口総数	65歳以上人口割合	平成22年～27年の人口増減率
職員給／執行経費	0.290343	0.506572	-0.18262	0.205883
非常勤職員費／執行経費	0.183519	0.333041	-0.19898	0.198923
賃金／執行経費	-0.18002	-0.21556	0.045265	-0.01068
委託費／執行経費	0.129718	0.183545	-0.21898	0.082408
民間等への補助費等／執行経費	-0.1723	-0.25251	0.208623	-0.17459

図表 2-2 に見られるように、直接執行率は、人口規模、人口増減率と極めて緩やかではあるが正の相関、65 歳以上人口割合と緩やかではあるが負の相関を示している。つまり小規模自治体、高齢化自治体、人口減少自治体ほど直接執行比率が緩やかに低下する傾向が見られる。

一方、間接執行率は直接執行率と逆に、人口規模、人口増減率と極めて緩やかではあるが負の相関、65 歳以上人口割合と極めて緩やかではあるが正の相関を示している。つまり小規模自治体、高齢化自治体、人口減少自治体ほど間接執行比率が極めて緩やかに上昇する傾向が見られる。

臨時的雇用による執行については、一定日数以上の勤務日数のある非常勤職員による執行では、直接執行率と同様の傾向を示すが、勤務実態がより臨時的である賃金職員による執行では、間接執行と同様に人口規模に関して極めて緩やかな負の相関を示すが、65 歳以上人口割合や人口増加率とは相関関係を示さない。

委託執行率については、直接執行率と同様の相関係数の符号を示すが、直接執行率に比べて高齢化に関して相関係数がより高く、人口規模に関して相関がより小さい。人口減少に関しては、相関を示さない。

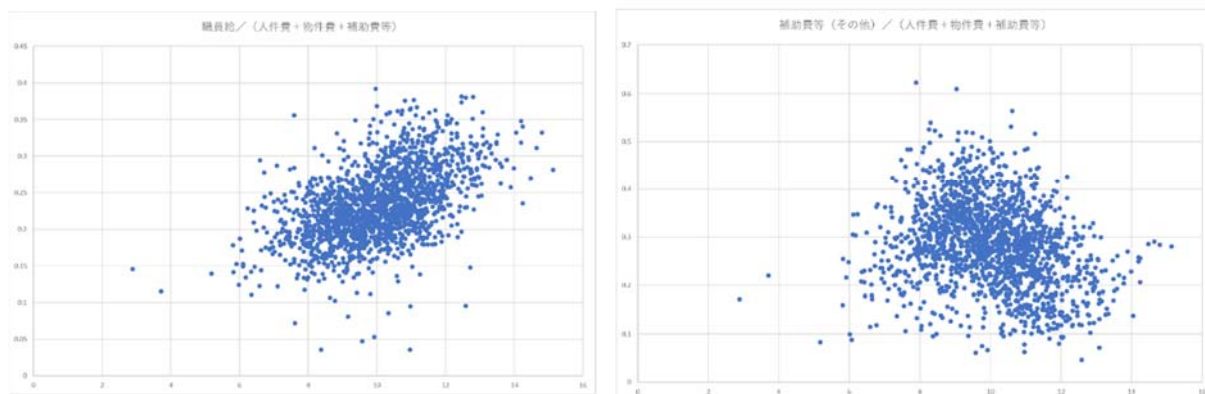
⁶ 一般職に属する臨時職員等のうち、その職名のいかんを問わず、常時勤務に服することを要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日が18日以上ある月が調査期日において引き続いて12月を超える職員に係る賃金等の給与をいう。

⁷ 人件費の臨時職員給与及び事業費支弁に係る賃金を除いた短期間の日々雇用の職員に対する賃金をいう。

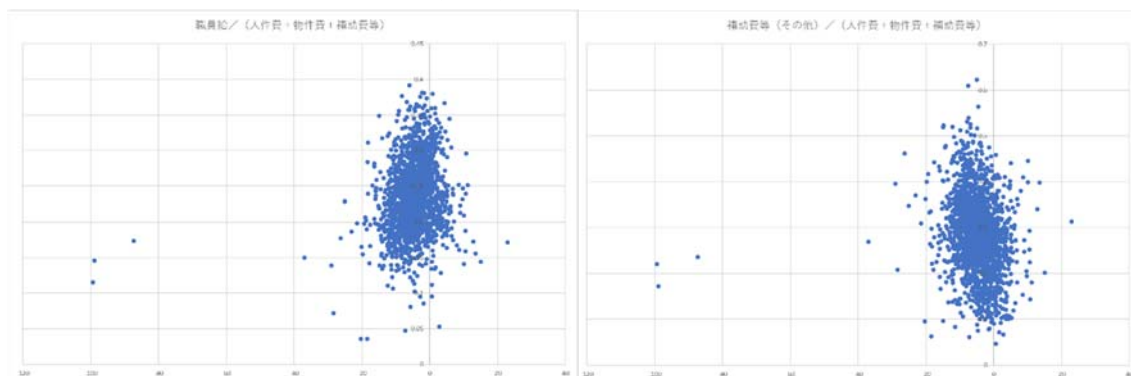
このように、市町村の直接執行率と間接施行率は、地域人口の小規模性、高齢化、人口減少という人口三要因に関して、極めて緩やかではあるが相関関係を示しており、その符号の方向は逆向きとなっている（図表 2-3,2-4,2-5）。

以上からは、市町村行政が全国画一的な行政執行を担保する制度的環境にありながらも、人口三要因の影響を受けつつあることがわかる。

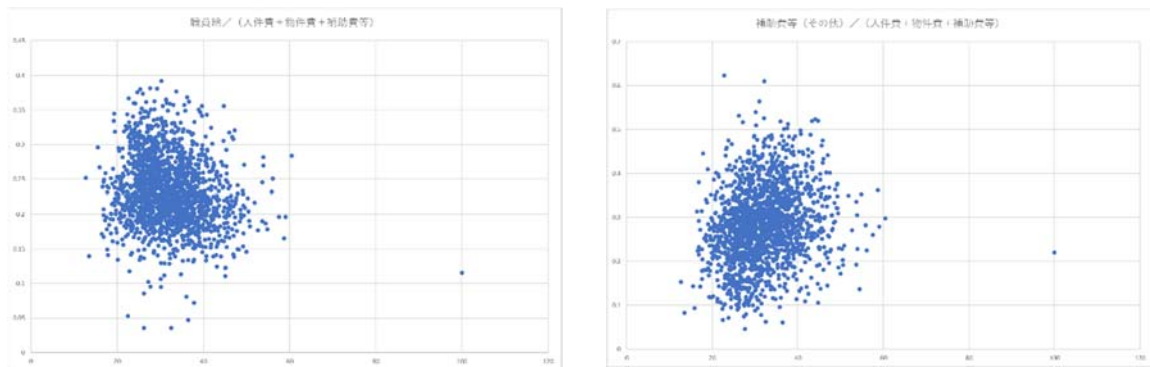
図表 2-3 市町村の人口（対数：横軸）と直接執行率・間接執行率の分布



図表 2-4 市町村の人口増減率（横軸）と直接執行率・間接執行率の分布



図表 2-5 市町村の 65 歳以上人口割合（横軸）と直接執行率・間接執行率の分布



3. 人口三要因とサードセクターの立地特性の検証

(1) 人口三要因とサンプルの分布

次に、人口三要因とサードセクターの関係を検証する。図表 3-1 は、RIETI データの回答法人の所在地市町村について、人口総数、65 歳以上人口割合、平成 22 年～27 年の人口増減率の分布を示したものである。そこに見られるように、RIETI データのサンプルは、人口三要因に関して、各階級で十分なサンプル数が確保されており、階級間の比較を行うのに適したデータとなっている。

図表 3-1 人口三要因ごとのサンプルの分布

人口総数	法人数	累積%	65歳以上人口割合	法人数	累積%	平成22年～27年の人口増減率	法人数	累積%
0～30000	142	9.6%	36～50%	120	8.1%	-10%未満	29	2.0%
30001～50000	115	17.4%	31～35%	200	21.6%	-10～-7%	75	7.0%
50001～100000	234	33.2%	29～30%	201	35.2%	-7～-5%	109	14.4%
100001～200000	215	47.7%	27～28%	234	51.0%	-5～-4%	88	20.3%
200001～300000	190	60.5%	26～26%	160	61.8%	-4～-3%	94	26.7%
300001～500000	197	73.9%	25～25%	167	73.1%	-3～-2%	109	34.1%
500001～1000000	143	83.5%	23～24%	186	85.7%	-2～-1%	122	42.3%
1000001～2000000	135	92.6%	21～22%	96	92.2%	-1～0%	176	54.2%
2000001～4000000	109	100.0%	0～20%	116	100.0%	0～0.5%	84	59.9%
計	1480		計	1480		0.5～1%	144	69.6%
						1～1.5%	91	75.7%
						1.5～2%	39	78.4%
						2～3%	86	84.2%
						3～4%	71	89.0%
						4～5%	25	90.7%
						5～10%	57	94.5%
						10～20%	44	97.5%
						20～30%	37	100.0%
						計	1480	

(2) 人口三要因に関する法人格別の立地特性

以上の RIETI データを使用して、人口三要因とサードセクターの関係を検証した。検証方法は、サードセクターの法人格の種類ごとに、人口総数、65 歳以上人口割合、平成 22 年～27 年の人口増減率について、各階級間でどのような差があるかを、 χ 二乗検定と残差分析というノンパラメトリックな方法で検証するものである。

図表 3-2 は、人口規模をサンプル数確保の観点から 4 階級に区分し、サードセクターの法人格の種類とクロス集計したものである。サードセクターの法人格の種類は、これもサンプル数確保の観点から別表 1 の区分を統合した。具体的には、一般社団法人、一般財団法人は「非営利型」と「それ以外」を統合し、医療法人は「社会医療法人、特定医療法人、2007 年 4 月以降設立の医療法人」と「それ以外」を統合し、特定非営利活動法人は「認定特定非営利活動法人」と「それ以外」を統合し、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合については農林水産政策関係の非営利法人として統合し、中小企業等協同組合、信用金庫、信用組合、労働金庫については、やや異質なものを含むが概ね商工政策関係の非営利法人として統合し、更生保護法人、消費生活協同組合、共済協同組合、労働組合、その他の法人については「その他の非営利法人」として統合した。それ以外の法人格は別表 1 のカテゴリーを用いた。

図表 3-2 法人格の種類と人口総数の χ^2 検定・残差分析

人口総数	法人数	<=50000	<=50001 >=200000	<=200001 >=500000	>=500001
一般社団法人	139	20	48	36	35
一般財団法人	97	14	29	30	24
公益社団法人	78	11	33	20	14
公益財団法人	99	11	32	30	26
医療法人	89	18	28	20	23
特定非営利活動法人	384	60	103	101	120
社会福祉法人	77	26	20	14	17
学校法人	59	3	17	12	27
職業訓練法人	111	25	48	23	15
農業協同組合、漁業協同組合、森林組合	92	45	29	11	7
中小企業等協同組合、信用金庫、信用組合、労働金庫	95	13	24	31	27
その他の非営利法人	160	11	38	59	52
$\chi^2=161.494, p=7.387E-19$					
調整済み期待値					
人口総数	<=50000	<=50001 >=200000	<=200001 >=500000	>=500001	
一般社団法人	-0.97	1.13	-0.07	-0.27	
一般財団法人	-0.79	-0.10	1.11	-0.33	
公益社団法人	-0.78	2.36*	-0.10	-1.69	
公益財団法人	-1.70	0.44	0.97	0.03	
医療法人	0.73	0.24	-0.81	-0.07	
特定非営利活動法人	-1.05	-1.74	0.08	2.64**	
社会福祉法人	3.90**	-0.86	-1.63	-0.83	
学校法人	-2.54*	-0.26	-1.04	3.50**	
職業訓練法人	1.49	3.08**	-1.35	-3.15**	
農業協同組合、漁業協同組合、森林組合	8.25**	0.26	-3.20**	-4.18**	
中小企業等協同組合、信用金庫、信用組合、労働金庫	-0.98	-1.11	1.49	0.52	
その他の非営利法人	-3.71**	-1.92	3.27**	1.94	
*: p<.05, **: p<.01					

図表 3-2 の χ^2 二乗検定では、これらの法人格の種類ごとに所在地が人口規模によって有意に異なっていることが示されている。残差分析からは、人口規模が 5 万人以下の主として町村部では、農林漁業関係の協同組合、社会福祉法人が有意に多くなっており、人口が 50 万人以上の大都市部では、学校法人、特定非営利活動法人が有意に多くなっていることが示されている。また、人口 5 万～20 万人の中核市には至らない一般市では、職業訓練法人、公益社団法人が有意に多いことが示されている。

図表 3-3 は、同様に 65 歳以上人口割合を 4 階級に区分し、サードセクターの法人格の種類とクロス集計したものである。 χ^2 二乗検定では、サードセクターの法人格の種類によって、その所在地が 65 歳以上人口割合によって有意に異なっていることが示されている。残差分析からは 65 歳以上人口割合が 31% 以上の自治体で、農林漁業関係の協同組

合、社会福祉法人、職業訓練法人が有意に多いことが示されている。一方、特定非営利活動法人は、65歳以上人口割合が25%未満の自治体では有意に多いことが示されている。また、一般社団法人も25%未満の自治体では有意に多くなっている。

図表 3-3 法人格の種類と65歳以上人口割合の χ^2 検定・残差分析

65歳以上人口割合	法人数	$\geq 31\%$	$< 31\%$ $\geq 27\%$	$< 27\%$ $\geq 25\%$	$< 25\%$
一般社団法人	139	20	38	17	64
一般財団法人	97	13	20	18	46
公益社団法人	78	13	26	13	26
公益財団法人	99	12	25	21	41
医療法人	89	15	22	14	38
特定非営利活動法人	384	55	78	70	181
社会福祉法人	77	25	18	9	25
学校法人	59	4	21	10	24
職業訓練法人	111	31	38	20	22
農業協同組合、漁業協同組合、森林組合	92	49	23	11	9
中小企業等協同組合、信用金庫、信用組合、労働金庫	95	14	30	24	27
その他の非営利法人	160	16	52	30	62
$\chi^2=168.104, p=5.002E-20$					

調整済み期待値					
65歳以上人口割合	$\geq 31\%$	$< 31\%$ $\geq 27\%$	$< 27\%$ $\geq 25\%$	$< 25\%$	
一般社団法人	-1.18	0.26	-1.68	2.01*	
一般財団法人	-1.23	-1.34	0.32	1.94	
公益社団法人	-0.32	1.42	-0.17	-0.9	
公益財団法人	-1.59	-0.27	1.05	0.69	
医療法人	-0.30	-0.38	-0.42	0.91	
特定非営利活動法人	-2.20*	-3.15**	0.52	4.20*	
社会福祉法人	3.38**	-0.62	-1.35	-1.06	
学校法人	-2.30*	1.63	-0.09	0.4	
職業訓練法人	2.82**	1.94	0.19	-4.14**	
農業協同組合、漁業協同組合、森林組合	9.07**	-0.32	-1.41	-5.79**	
中小企業等協同組合、信用金庫、信用組合、労働金庫	-0.87	1.18	2.10*	-2.02*	
その他の非営利法人	-2.80**	1.85	0.49	0.16	
*: $p < .05$, **: $p < .01$					

最後に、図表 3-4 は、平成 22 年～27 年の人口増減率を 4 階級に区分し、サードセクターの法人格の種類とクロス集計したものである。 χ^2 乗検定では、サードセクターの法人格の種類によって、その所在地が人口増減率によって有意に異なることが示されている。残差分析によると、4%以上の人口増加にある自治体では、一般財団法人の所在地が有意に多くなり、2%超の人口減少地域では、農林漁業関係の協同組合、社会福祉法人、職業

訓練法人の所在地が有意に多くなっている。

図表 3-4 法人格の種類と人口増減率の χ^2 検定・残差分析

平成22年～27年の人口増減率	法人数	<-2%	>=-2% <1%	>=1% <4%	>=4%
一般社団法人	139	20	38	17	64
一般財団法人	97	13	20	18	46
公益社団法人	78	13	26	13	26
公益財団法人	99	12	25	21	41
医療法人	89	15	22	14	38
特定非営利活動法人	384	55	78	70	181
社会福祉法人	77	25	18	9	25
学校法人	59	4	21	10	24
職業訓練法人	111	31	38	20	22
農業協同組合、漁業協同組合、森林組合	92	49	23	11	9
中小企業等協同組合、信用金庫、信用組合、労働金庫	95	14	30	24	27
その他の非営利法人	160	16	52	30	62
$\chi^2=99.845, p=1.212E-08$					
調整済み期待値					
平成22年～27年の人口増減率	<-2%	>=-2% <1%	>=1% <4%	>=4%	
一般社団法人	-2.22*	0.34	0.59	1.55	
一般財団法人	-1.96*	-0.43	0.53	2.43*	
公益社団法人	0.04	0.09	-1.37	1.52	
公益財団法人	-1.63	-0.12	0.81	1.21	
医療法人	-1.25	0.11	1.92	-0.98	
特定非営利活動法人	-1.70	-0.59	1.48	1.16	
社会福祉法人	3.95**	-1.78	-0.32	-1.94	
学校法人	-0.28	0.76	1.41	-2.53*	
職業訓練法人	3.54**	0.23	-1.88	-2.45*	
農業協同組合、漁業協同組合、森林組合	3.95**	0.07	-2.87**	-1.48	
中小企業等協同組合、信用金庫、信用組合、労働金庫	2.14*	0.59	-1.03	-2.26*	
その他の非営利法人	-1.25	0.81	-0.74	1.3	
* : p<.05, ** : p<.01					

以上をまとめると、農林漁業関係の協同組合が、小規模、高齢化、人口減少が顕著な自治体で、他のサードセクターと比較して多く立地している。これはその事業活動地域が農山漁村を対象にすることから容易に推測できることである。これと並んで社会福祉法人も人口三要因が顕在化した自治体での立地が多いこと、またそれとは対照的に、特定非営利活動法人や一般社団法人、一般財団法人などの主務官庁制にない非営利法人は、人口三要因が顕在化していない大都市部に多いことが注目される。

4. 市町村－サードセクター間の財政関係

(1) 行政－サードセクター間の財政関係パターン

次に、RIETI データにより、市町村－サードセクター間の財政関係を検証した。ここで財政関係とは、行政からの補助金（RIETI データでは「もらった収入」）と行政からの事業収入（RIETI データでは「稼いだ収入」）を包括した財政資金の授受を伴う関係をいう。

まず、図表 4-1 に見られるように、サードセクター全体の過半数（54.0%）は行政と財政関係を有している。法人格の種類では、職業訓練法人、社会福祉法人、学校法人、更生保護法人といった主務官庁制の非営利法人の 7～8 割が行政との財政関係を有しており、次いで、公益社団法人、公益財団法人、特定非営利活動法人といった脱主務官庁制の非営利法人が 6 割程度でこれに続く。一方、協同組合や一般財団法人、一般社団法人では、行政と財政関係を有する法人は半数以下である。

図表 4-1 法人格の種類別の行政との財政関係の有無

法人格の種類	全体	うち財政 関係あり	うち財政 関係なし	財政関係が ある割合
一般社団法人	140	62	78	44.3%
一般財団法人	97	37	60	38.1%
公益社団法人	77	52	25	67.5%
公益財団法人	99	61	38	61.6%
医療法人	88	48	40	54.5%
特定非営利活動法人	383	233	150	60.8%
社会福祉法人	78	63	15	80.8%
学校法人	59	46	13	78.0%
職業訓練法人	111	90	21	81.1%
更生保護法人	55	40	15	72.7%
労働組合	33	0	33	0.0%
各種の協同組合	260	67	193	25.8%
計	1480	799	681	54.0%

財政関係を財政資金の種類と提供主体の組合せによってパターン化したものが図表 4-2 である。まず、財政資金の種類（図表 4-1 の表頭）から見ると、行政と財政関係を有しない割合は、補助金が最も低く（64.9%）、事業委託（76.8%）、バウチャー（88.4%）、その他（93.0%）、指定管理者（93.2%）の順に高くなる。このように、行政とサードセクター間の財政資金の種類は、補助金と事業委託が主であることがわかる。

次に、財政資金の提供主体（図表 4-1 の表側）から見ると、どの種類の財政資金についても、市町村と単独で財政関係を持つことが最も多い。補助金については、都道府県と市町村からの重複補助を受ける関係がそれに次いで多く、都道府県からの単独補助、国からの単独補助が続く。事業委託については、都道府県のみからの受託収入、国のみからの受託収入となっている。

以上をまとめると、執行体制の観点から見ると、サードセクターは、行政セクターの中でも、市町村の委託執行、間接執行との関係が強いことが示されている。

なお、サードセクターの法人格の種類別に見た支出構造、収入構造の全体像は別表2、別表3にまとめている。

図表 4-2 行政との財政関係パターン

	もらった	稼いだ— 事業委託	稼いだ— 指定管理 者	稼いだ— バウチャー	稼いだ— その他
国のみ	65	61	4	49	17
	4.4%	4.1%	0.3%	3.3%	1.1%
府県のみ	80	62	15	27	22
	5.4%	4.2%	1.0%	1.8%	1.5%
市町村のみ	152	141	77	58	53
	10.3%	9.5%	5.2%	3.9%	3.6%
国と府県	23	21	0	3	2
	1.6%	1.4%	0.0%	0.2%	0.1%
国と市町村	42	5	0	12	0
	2.8%	0.3%	0.0%	0.8%	0.0%
府県と市町村	106	45	5	7	7
	7.2%	3.0%	0.3%	0.5%	0.5%
国と府県と市町村	52	9	0	16	3
	3.5%	0.6%	0.0%	1.1%	0.2%
なし	960	1136	1379	1308	1376
	64.9%	76.8%	93.2%	88.4%	93.0%
計	1480	1480	1480	1480	1480
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(2) 人口三要因に関する行政との財政関係パターンの特性

以上の財政関係パターンが人口三要因とどのような関係を持っているのかを検証するために、ここでも財政関係パターンと、人口総数、65歳以上人口割合、平成22年～27年の人口増減率との関係を、 χ 二乗検定と残差分析によって検証した。

図表4-3は、行政—サードセクター間の財政関係を、「行政からもらった収入」と「行政から稼いだ収入」に大別し、それぞれについて財政資金の提供主体が市町村であるもの（図表4-2の「市町村のみ」、「国と市町村」、「府県と市町村」、「国と府県と市町村」を統合したもの）、国・都道府県であるもの（図表4-2の「国のみ」、「府県のみ」、「国と府県」を統合したもの）、行政からの財政資金の提供がないものの3つに小区分して、サードセクター所在地の4階級の人口規模とクロス集計したものである。

図表4-3の χ 二乗検定では、人口規模によって行政との財政関係パターンが有意に異なっていることが示されている。残差分析からは、人口5万人以下の主として町村部では、市町村からの補助や市町村からの収益を通じた財政関係を持つサードセクターが有意に多くなっており、逆に、人口20万人から50万人の中核市以上の自治体では、市町村からの

補助や市町村からの収益を通じた財政関係を持つサードセクターは有意に少なくなっている。また、人口5万人以下の町村部では、行政から補助を受けないサードセクターが有意に少なくなり、補助金を通じた行政との財政関係、すなわち行政の間接執行の担い手としてのサードセクターの役割が大きくなる。

一方、国・都道府県のみからの補助や国・都道府県のみからの収益を通じた財政関係を持つサードセクターは、人口20万人から50万人の中核市以上の都市部の自治体で有意に多くなっている。

図表 4-3 行政との財政関係パターンと人口総数の χ^2 検定・残差分析

人口総数		法人数	<=50000	<=50001 >=200000	<=200001 >=500000	>=500001
行政からもらった収入	市町村からの補助	352	88	115	72	77
	国・府県のみからの補助	168	26	50	55	37
	行政からの補助なし	960	143	284	260	273
行政から稼いだ収入	市町村からの収益	340	80	117	64	79
	国・府県のみからの収益	207	32	46	72	57
	行政からの収益なし	933	145	286	251	251
$\chi^2=59.900, p=2.13E-06$						

調整済み期待値		<=50000	<=50001 >=200000	<=200001 >=500000	>=500001
行政からもらった収入	市町村からの補助	4.03**	1.01	-2.59**	-1.94
	国・府県のみからの補助	-0.67	-0.17	2.00*	-1.25
	行政からの補助なし	-2.46*	-0.62	0.8	1.96
行政から稼いだ収入	市町村からの収益	3.19**	1.74	-3.27**	-1.3
	国・府県のみからの収益	-0.75	-2.63**	2.93**	0.47
	行政からの収益なし	-1.78	0.25	0.63	0.63
* : p<.05, ** : p<.01					

図表 4-4 は、これを同様に 65 歳以上人口割合で検証したものである。 χ^2 乗検定では、65 歳以上人口割合によって行政との財政関係が有意に異なっており、残差分析からは、65 歳以上人口割合が 31% 以上の高齢化が進んだ自治体では、市町村からの補助、市町村からの収益ともに有意に高くなっていることが示されている。また、当該自治体では、行政からの補助や収益がないサードセクターが有意に少なくなっており、行政とサードセクターの間の補助金を通じた関係（間接執行）も事業収益を通じた関係（委託執行）が多くなることが示されている。

図表 4-5 は、これを人口増減率との関係で検証したものである。 χ^2 乗検定では、人口増減率によって行政との財政関係が有意に異なっており、残差分析からは、人口減少率が 2% を超える自治体では、高齢化が進んだ地域と同様に、市町村からの補助、市町村からの収益による関係がともに有意に高くなる。また、行政とサードセクターの間の補助金を

通じた関係（間接執行）も有意に多くなることが示されている。

以上をまとめると、人口三要因が顕在化している市町村に所在するサードセクターでは、市町村との財政的關係が、補助、収益ともに高くなり、サードセクターが市町村の間接執行、委託執行の担い手となる機会が多くなることがわかる。

図表 4-4 行政との財政関係と 65 歳以上人口割合の χ^2 検定・残差分析

65歳以上人口割合		法人数	<25%	>=25% <27%	>=27% <31%	>=31%
行政からもらった収入	市町村からの補助	352	105	53	110	84
	国・府県のみからの補助	168	54	29	53	32
	行政からの補助なし	960	406	175	228	151
行政から稼いだ収入	市町村からの収益	340	119	48	86	87
	国・府県のみからの収益	207	77	38	62	30
	行政からの収益なし	933	369	171	243	150
$\chi^2=50.159, p=0.004$						
調整済み期待値						
65歳以上人口割合			<25%	>=25% <27%	>=27% <31%	>=31%
行政からもらった収入	市町村からの補助		-2.70**	-1.41	2.07*	3.19**
	国・府県のみからの補助		-1.3	-0.04	1.46	0.37
	行政からの補助なし		2.51*	0.99	-2.15*	-2.39*
行政から稼いだ収入	市町村からの収益		-1.01	-1.94	-0.47	4.06**
	国・府県のみからの収益		-0.24	0.45	1.13	-1.45
	行政からの収益なし		0.82	1.08	-0.3	-1.99*
* : p<.05, ** : p<.01						

図表 4-5 行政との財政関係と人口減少率の χ^2 検定・残差分析

平成22年～27年の人口増減率		法人数	<25%	>=25% <27%	>=27% <31%	>=31%
行政からもらった収入	市町村からの補助	352	157	116	65	14
	国・府県のみからの補助	168	63	58	23	24
	行政からの補助なし	960	284	352	199	125
行政から稼いだ収入	市町村からの収益	340	155	105	63	17
	国・府県のみからの収益	207	59	82	43	23
	行政からの収益なし	933	339	181	123	185
$\chi^2=179.000, p=3.802E-30$						
調整済み期待値						
平成22年～27年の人口増減率		法人数	<-2%	>=-2% <1%	>=1% <4%	>=4%
行政からもらった収入	市町村からの補助	352	3.71**	1.2	0.54	-5.41**
	国・府県のみからの補助	168	0.5	1.26	-1.32	0.47
	行政からの補助なし	960	-4.82**	5.31**	3.28**	-0.1
行政から稼いだ収入	市町村からの収益	340	4.04**	0.29	0.57	-4.71**
	国・府県のみからの収益	207	-2.24*	3.06**	1.31	-0.88
	行政からの収益なし	933	0.48	-8.68**	-4.13**	7.35**
* : p<.05, ** : p<.01						

5. 政策分野別の自治体－サードセクター間の財政関係の検証

(1) 政策分野別の市町村の執行体制

市町村の執行体制は、政策分野ごとに行政上の特質を反映して異なると考えられる。そこで、市町村の政策分野に対応する財政費目である目的別歳出費目別に、直接執行率、委託執行率、間接執行率を検証した。

まず、市町村全体でみると、間接執行率は直接執行率を上回っている（図表 5-1）。これは行政に対する一般的な通念から見るとある意味で注目すべき点である。物件費等の要因を考慮しなければならないが、市町村行政は、すでに公務員によって担われる割合は、一般に考えられているほど高くない（前田 2014）。

また、政策分野ごとに執行体制が、異なることが示されている。

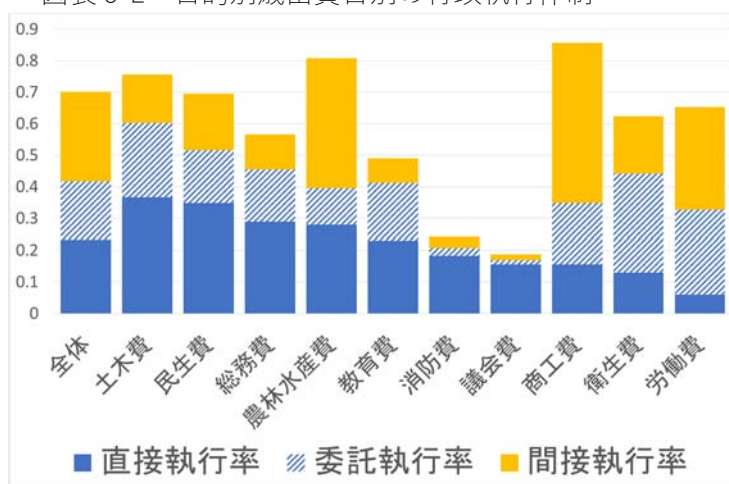
図表 5-2 では、これを直接執行率の高い費目の順に配列しているが、土木費、民生費、総務費、農林水産費などで直接執行率が高い。委託執行費は、衛生費、労働費、土木費で高く、間接執行率は、商工費、農林水産費、労働費で高くなっている。

執行経費のうち、3つの執行方法の残余の部分は、職員費以外の人件費や委託費以外の物件費の比率を示す。消防費では装備費、議会費では議員報酬などの比率が高いと考えられるため、執行経費に占める執行体制の割合が小さくなっている。

図表 5-1 目的別歳出費目別の行政執行体制

	議会費	総務費	民生費	衛生費	労働費	農林水産費	商工費	土木費	消防費	教育費	全体
直接執行率	15.6%	28.8%	34.8%	13.0%	5.9%	28.0%	15.5%	36.6%	18.2%	22.9%	23.3%
委託執行率	1.2%	16.7%	16.8%	31.2%	26.8%	11.5%	19.2%	23.7%	2.5%	18.4%	18.3%
間接執行率	1.9%	11.0%	17.9%	18.3%	32.6%	41.3%	50.9%	15.3%	3.5%	7.7%	28.5%

図表 5-2 目的別歳出費目別の行政執行体制



(2) 政策分野別の市町村の執行体制と人口三要因の関係

次に、政策分野別に市町村の執行体制と人口三要因の関係を相関分析によって検証した。検証結果は、以下の通りである（図表 5-3）。

第 1 に、人口（対数）と各執行方法との相関係数をみると、総務費、農林水産費、消防費の直接執行率、衛生費の委託執行率、土木費の間接執行率などが明らかな相関を示している。直接執行と間接執行の関係については、①符号が市町村全体での相関関係（直接執行で正、間接執行で負。図表 2-2）と一致している費目は、総務費、民生費、衛生費、農林水産費、消防費、②符号が市町村全体での相関関係と逆転している費目（直接執行で負、間接執行で正）は議会費、土木費、③符号が市町村全体での相関関係と別のパターン（直接執行、間接執行ともに正）は労働費、商工費、教育費、であり 3 つのグループに分かれる。

第 2 に、65 歳以上人口割合と各執行方法との相関係数をみると、衛生費の委託執行率が明らかな相関を示している。直接執行と間接執行の関係については、①符号が市町村全体での相関関係（直接執行で負、間接執行で正）と一致している費目は、総務費、民生費、農林水産費、消防費、②符号が市町村全体での相関関係と逆転している費目（直接執行で正、間接執行で負）は議会費、土木費、教育費、③符号が市町村全体での相関関係と別の

パターン（直接執行、間接執行ともに負）は労働費、商工費、④同じく市町村全体での相関関係と別のパターン（直接執行、間接執行ともに正）は衛生費、であり4つのグループに分かれる。

第3に、平成22年～27年の人口増減率と各執行方法との相関係数をみると、衛生費の委託執行率が明らかな相関を示している。直接執行と間接執行の関係については、①符号が市町村全体での相関関係（直接執行で正、間接執行で負。図表2-2）と一致している費目は、総務費、民生費、衛生費、農林水産費、消防費、②符号が市町村全体での相関関係と逆転している費目（直接執行で負、間接執行で正）は議会費、商工費、土木費、教育費、③符号が市町村全体での相関関係と別のパターン（直接執行、間接執行ともに正）は労働費、であり3つのグループに分かれる。

図表 5-3 政策分野別の人口三要因と市町村の執行体制との相関係数

ln人口	直接執行率	委託執行率	間接執行率	65歳以上人口割合	直接執行率	委託執行率	間接執行率
議会費	-0.060	0.264	0.221	議会費	0.107	-0.248	-0.106
総務費	0.497	-0.185	-0.127	総務費	-0.225	0.011	0.060
民生費	0.163	0.024	-0.135	民生費	-0.010	-0.040	0.066
衛生費	0.072	0.424	-0.053	衛生費	0.028	-0.382	0.212
労働費	0.213	0.249	0.085	労働費	-0.113	-0.068	-0.067
農林水産費	0.370	-0.082	-0.160	農林水産費	-0.247	0.082	0.144
商工費	0.195	-0.168	0.260	商工費	-0.012	0.158	-0.289
土木費	-0.119	-0.013	0.328	土木費	0.144	-0.124	-0.169
消防費	0.520	-0.168	-0.117	消防費	-0.207	0.065	0.088
教育費	0.119	0.277	0.005	教育費	0.037	-0.177	-0.032
平成22年～27年の人口増減率							
議会費	-0.116	0.206	0.116				
総務費	0.200	-0.060	-0.015				
民生費	0.055	-0.016	-0.047				
衛生費	0.006	0.317	-0.199				
労働費	0.093	-0.002	0.055				
農林水産費	0.219	-0.087	-0.118				
商工費	-0.011	-0.127	0.242				
土木費	-0.049	0.050	0.139				
消防費	0.190	-0.032	-0.068				
教育費	-0.053	0.065	0.058				

以上の相関符号の関係を整理したものが図表 5-4 である。総務費、民生費、農林水産費は、3つの人口三要因すべてについて、直接執行と間接執行についての市町村全体での相関関係と符号が一致している。議会費と土木費は、3つの人口三要因すべてについて、直接執行と間接執行についての市町村全体での相関関係と符号が逆転している。

また委託執行については、特に衛生費が市町村全体（人口（対数）で正、65歳以上人口割合で負、平成22年～27年の人口増減率で正。図表 2-2）と同符号で、明らかな相関を示している。

図表 5-4 市町村全体と政策分野の直接執行率・間接執行率と人口三要因の相関符号の関係

市町村全体の相関パターン	ln人口			65歳以上人口割合			平成22年～27年の人口増減率		
	一致	逆転	それ以外	一致	逆転	それ以外	一致	逆転	それ以外
議会費		✓			✓			✓	
総務費	✓			✓			✓		
民生費	✓			✓			✓		
衛生費	✓					✓	✓		
労働費			✓			✓			✓
農林水産費	✓			✓			✓		
商工費			✓			✓		✓	
土木費		✓			✓			✓	
消防費	✓			✓			✓		
教育費			✓		✓			✓	

以上をまとめると、人口三要因が顕在化した自治体で影響を受けやすい政策分野は、総務分野、農林水産分野、消防分野での直接執行率の低下、土木分野の間接執行率の低下、衛生分野の委託執行の低下などである。

(3) サードセクターの事業活動目的と人口三要因の関係

次に、サードセクターについて、市町村の政策分野に対応するものとして事業活動目的を指標にとり、事業活動目的別に人口三要因の関係を χ 二乗検定と残余分析によって検証した（図表 5-5、図表 5-6、図表 5-7）。分析に必要なサンプル数を確保するとともに市町村の政策分野との関連を明確にするために、サードセクターの事業目的を大括りにして検証した⁸。

⁸ RIETI データの「教育・スポーツ振興、児童・青少年」と「学術・科学技術・芸術文化振興」を一括して「教育・文化」とし、「国土整備・保全」と「災害時救援・防災」を一括して「国土保全・防災」とし、「国際交流、海外支援・協力」と「人権擁護、平和推進」と「安心・安全な消費生活確保」を一括して「国際交流、人権擁護、平和推進、消費生活」とし、「他の団体・組織の支援、市民活動の促進」と「構成員の利益の実現」と「その他」を一括して「その他」とした。

図表 5-5 法人の事業活動目的と人口総数の χ^2 検定・残差分析

人口総数	法人数	<=50000	<=50001 >=200000	<=200001 >=500000	>=500001
福祉増進	281	20	38	17	64
医療・保健向上	136	13	20	18	46
経済活動活性化、雇用機会拡充	90	13	26	13	26
地域活性化、地域振興	96	12	25	21	41
農林水産業の振興	93	15	22	14	38
教育文化	244	55	78	70	181
環境保全・保護	44	25	18	9	25
国土保全・防災	53	4	21	10	24
国際交流、人権擁護、平和推進、消費生活	91	31	38	20	22
その他	311	49	23	11	9
$\chi^2=166.924, p=4.054E-22$					
調整済み期待値					
人口総数	<=50000	<=50001 >=200000	<=200001 >=500000	>=500001	
福祉増進	1.34	-0.60	-1.18	0.66	
医療・保健向上	-2.64**	-0.24	2.10*	0.39	
経済活動活性化、雇用機会拡充	0.81	2.31*	-2.14*	-0.96	
地域活性化、地域振興	3.32**	0.90	-1.25	-2.51*	
農林水産業の振興	4.66**	-0.27	-1.32	-2.35*	
教育文化	-3.41**	1.54	0.14	1.15	
環境保全・保護	-0.99	-0.11	0.15	0.80	
国土保全・防災	8.61**	-2.76**	-2.84**	-1.61	
国際交流、人権擁護、平和推進、消費生活	-0.11	-0.13	-0.71	0.94	
その他	-5.05**	-1.01	3.97**	1.37	
*: $p<.05$, **: $p<.01$					

検証結果は、以下のとおりである。

第1に、サードセクターが所在する市町村の人口総数を4階級に区分して事業活動目的とクロス集計表を作成し、 χ^2 乗検定を行うと、事業活動目的ごとに所在市町村の人口規模に有意に差が見られた(図表5-5)。残差分析からは、5万人以下の町村部では「国土保全・防災」、「農林水産業の振興」、「地域活性化、地域振興」を事業活動目的とする法人が有意に多く立地し、「教育文化」、「医療・保健向上」を事業目的とする法人の立地が有意に少ないことが示された。

第2に、同様にサードセクター所在市町村の65歳以上人口割合を4階級に区分して事業活動目的とクロス集計して χ^2 乗検定を行うと、事業活動目的で有意な差が見られた(図表5-6)。65歳以上人口割合が31%以上の市町村では、「農林水産業の振興」、「地域活性化、地域振興」を事業活動目的とする法人が有意に多く立地し、「教育文化」、「国際交流、人権擁護、平和推進、消費生活」を事業目的とする法人の立地が有意に少ないことが

示された。

図表 5-6 法人の事業活動目的と 65 歳以上人口割合の χ^2 検定・残差分析

65歳以上人口割合	法人数	>=31%	<31% >=27%	<27% >=25%	<25%
福祉増進	281	50	71	37	123
医療・保健向上	143	18	35	25	65
経済活動活性化、雇用機会拡充	93	18	27	19	29
地域活性化、地域振興	101	33	34	11	23
農林水産業の振興	102	43	30	13	16
教育文化	250	34	59	54	103
環境保全・保護	49	7	9	13	20
国土保全・防災	27	3	8	3	13
国際交流、人権擁護、平和推進、消費生活	80	6	14	13	47
その他	325	49	100	66	110
$\chi^2=119.020, p=1.602E-13$					

調整済み期待値	>=31%	<31% >=27%	<27% >=25%	<25%
65歳以上人口割合				
福祉増進	-0.09	-0.59	-2.13*	2.28*
医療・保健向上	-1.77	-0.63	-0.01	1.98*
経済活動活性化、雇用機会拡充	0.35	0.53	0.77	-1.37
地域活性化、地域振興	3.98**	1.65	-1.81	-3.24**
農林水産業の振興	6.59**	0.65	-1.31	-4.78**
教育文化	-1.99*	-1.21	1.87	1.21
環境保全・保護	-0.69	-1.34	1.69	0.44
国土保全・防災	-0.94	0.35	-0.88	1.12
国際交流、人権擁護、平和推進、消費生活	-2.51*	-1.91	-0.3	3.97**
その他	-1.55	1.9	1.51	-1.68
* : p<.05, ** : p<.01				

第 3 に、サードセクター所在市町村の平成 22 年～27 年の人口増減率を 4 階級に区分して事業活動目的とクロス集計して χ^2 乗検定を行うと、これも事業活動目的で有意な差が見られた（図表 5-7）。人口減少率が 2% を超える市町村では、「農林水産業の振興」、「地域活性化、地域振興」を事業活動目的とする法人が有意に多く立地し、「教育文化」、「医療・保健向上」、「国際交流、人権擁護、平和推進、消費生活」を事業目的とする法人の立地が有意に少ないことが示された。

図表 5-7 法人の事業活動目的と人口減少率の χ^2 検定・残差分析

平成22年～27年の人口増減率	法人数	<-2%	>=-2% <1%	>=1% <4%	>=4%
福祉増進	139	20	38	17	64
医療・保健向上	97	13	20	18	46
経済活動活性化、雇用機会拡充	78	13	26	13	26
地域活性化、地域振興	99	12	25	21	41
農林水産業の振興	89	15	22	14	38
教育文化	384	55	78	70	181
環境保全・保護	77	25	18	9	25
国土保全・防災	59	4	21	10	24
国際交流、人権擁護、平和推進、消費生活	111	31	38	20	22
その他	92	49	23	11	9
$\chi^2=78.228, p=6.989E-07$					
調整済み期待値					
平成22年～27年の人口増減率	<-2%	>=-2% <1%	>=1% <4%	>=4%	
福祉増進	1.23	-1.66	2.04*	-1.65	
医療・保健向上	-2.48**	0.43	0.28	2.14*	
経済活動活性化、雇用機会拡充	1.07	0.69	-1.70	-0.23	
地域活性化、地域振興	4.18**	-1.00	-1.99*	-1.3	
農林水産業の振興	3.24**	-0.04	-1.94	-1.58	
教育文化	-2.98**	0.73	2.60*	-0.57	
環境保全・保護	-0.99	0.50	0.56	-0.19	
国土保全・防災	0.12	0.25	-0.80	0.47	
国際交流、人権擁護、平和推進、消費生活	-2.05*	-0.76	-0.28	4.04**	
その他	0.22	0.90	-1.18	-0.13	
*: $p<.05$, **: $p<.01$					

以上をまとめると、サードセクターは、その事業活動目的、すなわち政策分野によって人口三要因の影響を受けており、人口三要因が顕在化している市町村では「医療・保健向上」、「教育文化」、「国際交流、人権擁護、平和推進、消費生活」を事業活動目的とするサードセクターの立地が少なくなる一方、「国土保全・防災」、「農林水産業の振興」、「地域活性化、地域振興」などを事業活動目的とする法人の立地が多くなる。

これを前章の検証結果と併せて考察すると、市町村行政で人口三要因の影響を受けて直接執行率が低下する農林水産行政では、サードセクターが委託執行、間接執行の受け皿として多く立地する関係にあるため、直接執行率の低下を委託執行、間接執行で代替する市町村－サードセクター関係を構築しやすいと考えられる。ただし、この分野での直接執行率の低下は、現状では委託執行や間接執行で十分に代替されているとはいえない。

地域振興などの企画行政を含む総務行政についても同様のことがいえる。

土木行政では小規模人口の自治体では間接執行率が低下するが、小規模自治体ほど国土

保全・防災などの土木分野のサードセクターの立地も多くなり、市町村－サードセクター関係では、地域的なミスマッチが生じやすいと考えられる。

衛生行政では、小規模人口自治体で委託執行率が低下するとともに、受け皿となる医療・保健分野のサードセクターも立地が減少するため、市町村における衛生行政そのものが縮小し、広域行政によって代替されるのではないかと考えられる。

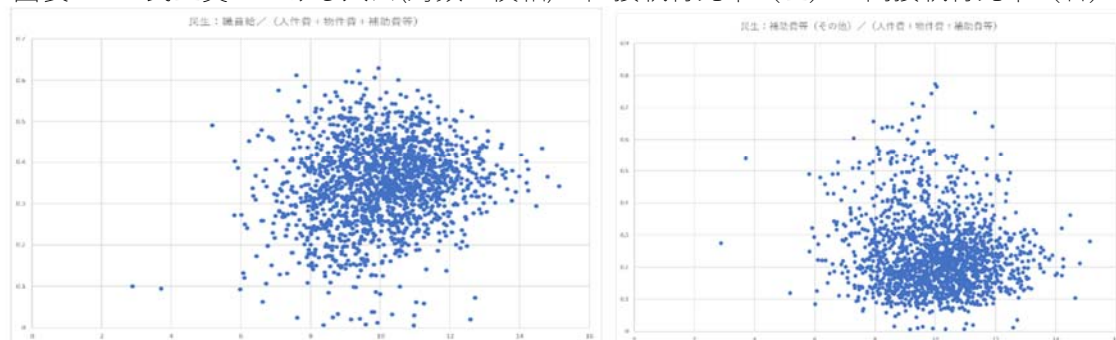
6. 福祉分野における市町村－サードセクター間の財政関係

最後に、人口三要因のもとで今後さらに深刻化する政策分野である福祉分野に関して、検証を深掘りする。ここでは、市町村と非営利法人の間の財政関係について主務官庁制の下にあるか否かでどのような違いがあるのかを検証する。

福祉分野の主務官庁制の非営利法人としては、福祉増進を主たる事業活動分野とする社会福祉法人（68 法人）を取り上げ、脱主務官庁制の非営利法人として、福祉増進を主たる事業活動分野とする社団法人・財団法人（61 法人）と特定非営利活動法人（126 法人）を取り上げる。

福祉分野では、市町村の人口規模と直接執行率及び間接執行率の相関は、前者で正、後者で負の符号関係が認められるが、相関係数は小さく、相関はほとんど認められない（図表 5-3、図表 6-1）。これは自治体の人口規模が小規模でも、福祉行政の執行形態にはあまり影響がないことを示しており、全国的に画一的な行政が制度的に担保されていると考えられる。他方、社会福祉法人は、人口三要因が顕在化した市町村に他のサーセクターに比べて有意に多く立地していると考えられ（図表 3-2、図表 3-3、図表 3-4）、こうした市町村での地方創生を考えるうえでは欠くことのできない法人である。以上から、主務官庁制の影響を深掘り検証する対象政策分野として福祉分野を取り上げる。

図表 6-1 民生費における人口(対数：横軸)と直接執行比率（左）と間接執行比率（右）



図表 6-2、図表 6-3 は、福祉分野における主務官庁制別のもらった収入（市町村からみると間接執行）と事業委託（市町村から見ると委託執行）の提供主体の組合せの割合をみたも

のである。そこから、以下のことがわかる。

第1に、非主務官庁制の特定非営利活動人、社団法人・財団法人、主務官庁制の社会福祉法人のいずれも、「もらった収入」、「稼いだ収入」とともに、行政との財政関係パターンでは市町村単独で財政関係を持つ場合が多い（図表6-2）。

第2に、市町村単独での財政関係では、「もらった収入」では特定非営利活動法人、事業委託では社会福祉法人の割合が高い（図表6-3）。

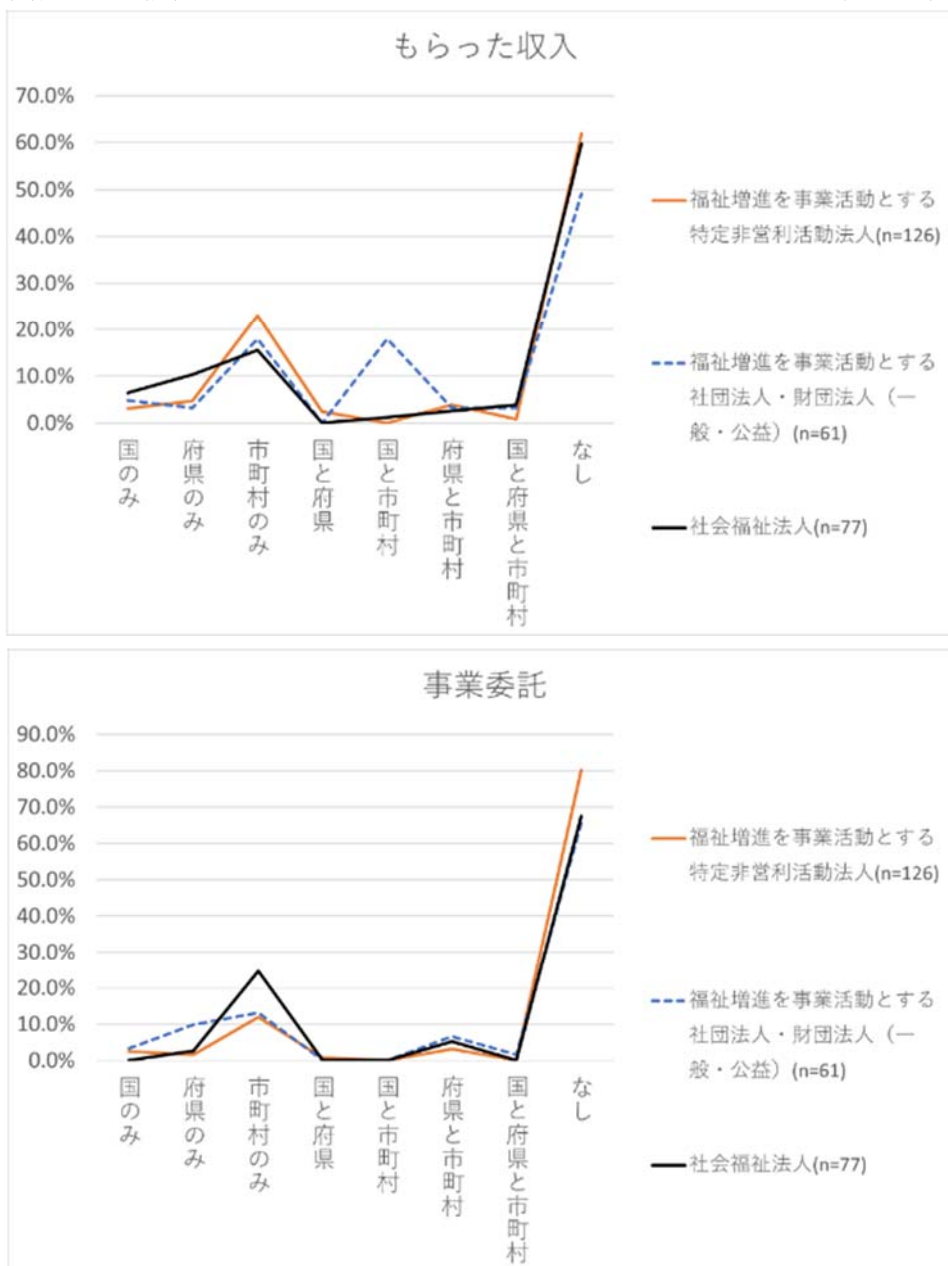
図表6-2 福祉分野における主務官庁制別の行政との財政関係

福祉増進を事業活動とする特定非営利活動法人(n=126)										
	もらった		稼いだ__ 事業委託		稼いだ__ 指定管理者		稼いだ__ バウチャー		稼いだ__ その他	
	件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率
国のみ	4	3.2%	3	2.4%	1	0.8%	17	13.5%	1	0.8%
府県のみ	6	4.8%	2	1.6%	0	0.0%	9	7.1%	2	1.6%
市町村のみ	29	23.0%	15	11.9%	4	3.2%	18	14.3%	10	7.9%
国と府県	3	2.4%	1	0.8%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
国と市町村	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	8	6.3%	0	0.0%
府県と市町村	5	4.0%	4	3.2%	0	0.0%	2	1.6%	1	0.8%
国と府県と市町村	1	0.8%	0	0.0%	0	0.0%	5	4.0%	0	0.0%
なし	78	61.9%	101	80.2%	121	96.0%	67	53.2%	112	88.9%
計	126	100.0%	126	100.0%	126	100.0%	126	100.0%	126	100.0%

福祉増進を事業活動とする社団法人・財団法人（一般・公益）(n=61)										
	もらった		稼いだ__ 事業委託		稼いだ__ 指定管理者		稼いだ__ バウチャー		稼いだ__ その他	
	件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率
国のみ	3	4.9%	2	3.3%	0	0.0%	2	3.3%	3	4.9%
府県のみ	2	3.3%	6	9.8%	2	3.3%	2	3.3%	1	1.6%
市町村のみ	11	18.0%	8	13.1%	7	11.5%	1	1.6%	1	1.6%
国と府県	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
国と市町村	11	18.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
府県と市町村	2	3.3%	4	6.6%	1	1.6%	0	0.0%	1	1.6%
国と府県と市町村	2	3.3%	1	1.6%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
なし	30	49.2%	40	65.6%	51	83.6%	56	91.8%	55	90.2%
計	61	100.0%	61	100.0%	61	100.0%	61	100.0%	61	100.0%

社会福祉法人(n=77)										
	もらった		稼いだ__ 事業委託		稼いだ__ 指定管理者		稼いだ__ バウチャー		稼いだ__ その他	
	件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率
国のみ	5	6.5%	0	0.0%	0	0.0%	6	7.8%	0	0.0%
府県のみ	8	10.4%	2	2.6%	1	1.3%	9	11.7%	1	1.3%
市町村のみ	12	15.6%	19	24.7%	2	2.6%	19	24.7%	8	10.4%
国と府県	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	1.3%	0	0.0%
国と市町村	1	1.3%	0	0.0%	0	0.0%	2	2.6%	0	0.0%
府県と市町村	2	2.6%	4	5.2%	1	1.3%	3	3.9%	0	0.0%
国と府県と市町村	3	3.9%	0	0.0%	0	0.0%	3	3.9%	0	0.0%
なし	46	59.7%	52	67.5%	73	94.8%	34	44.2%	68	88.3%
計	77	100.0%	77	100.0%	77	100.0%	77	100.0%	77	100.0%

図表 6-3 福祉分野における主務官庁制別のもらった収入と事業委託の提供主体



次に図表 6-4 は、法人格の種類別、主務官庁制別の市町村との財政関係による平均収入をみたものである。ここから、次のことがわかる。

第 1 に市町村の委託執行との関係では、主務官庁制である社会福祉法人とはバウチャー制度などを通じた関係が強く、主務官庁制でない社団法人、財団法人、特定非営利活動法人とは指定管理者制度などを通じた関係が強いことが認められる。すなわち、福祉分野では市町村は主務官庁制法人か否かにかかわらず委託執行、間接執行の対象になっているが、委託執行では、社会福祉法人と主務官庁制にない非営利法人では、一定の棲み分けが見られる。

第2に市町村の間接執行との関係では、主務官庁制である社会福祉法人より主務官庁制でない社団法人・財団法人等の非営利法人の方がやや強い関係を有していることが認められる。

以上のように、市町村とサードセクターの財政関係は、主務官庁制の違いを越えて深まっているが、一定の役割分担関係が形成されているようである。

図表 6-4 福祉分野の法人格の種類別の市町村との財政関係による平均収入額

福祉増進を事業活動分野とする法人 (法人格別)	法人数		市区町村から					総収入
			もらった収入	事業委託	指定管理者制度	パウチャー制度	その他	
社会福祉法人（福祉増進目的）	68	平均金額	2,064	10,885	3,828	35,004	7,290	137,992
		全収入に占める比率	1.5%	7.9%	2.8%	25.4%	5.3%	42.8%
		市区町村からの収入に占める比率	3.5%	18.4%	6.5%	59.3%	12.3%	100.0%
一般社団法人（非営利型）	11	平均金額	1,458	0	0	0	0	34,229
		全収入に占める比率	4.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	4.3%
		市区町村からの収入に占める比率	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
一般社団法人（上記1以外）	5	平均金額	0	803	0	0	0	7,696
		全収入に占める比率	0.0%	10.4%	0.0%	0.0%	0.0%	10.4%
		市区町村からの収入に占める比率	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
一般財団法人（非営利型）	6	平均金額	2	0	0	0	0	38,767
		全収入に占める比率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
		市区町村からの収入に占める比率	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
一般財団法人（上記3以外）	9	平均金額	2,901	3,921	13,231	0	0	56,541
		全収入に占める比率	5.1%	6.9%	23.4%	0.0%	0.0%	35.5%
		市区町村からの収入に占める比率	14.5%	19.6%	66.0%	0.0%	0.0%	100.0%
公益社団法人	17	平均金額	1,547	5,879	6,713	641	21,477	82,649
		全収入に占める比率	1.9%	7.1%	8.1%	0.8%	26.0%	43.9%
		市区町村からの収入に占める比率	4.3%	16.2%	18.5%	1.8%	59.2%	100.0%
公益財団法人	13	平均金額	1,705	7,274	7,098	0	0	102,840
		全収入に占める比率	1.7%	7.1%	6.9%	0.0%	0.0%	15.6%
		市区町村からの収入に占める比率	10.6%	45.2%	44.1%	0.0%	0.0%	100.0%
認定特定非営利活動法人	56	平均金額	314	1,034	6,048	4,087	202	68,146
		全収入に占める比率	0.5%	1.5%	8.9%	6.0%	0.3%	17.1%
		市区町村からの収入に占める比率	2.7%	8.9%	51.8%	35.0%	1.7%	100.0%
特定非営利活動法人（上記以外）	70	平均金額	682	697	850	2,197	1,487	22,165
		全収入に占める比率	3.1%	3.1%	3.8%	9.9%	6.7%	26.7%
		市区町村からの収入に占める比率	11.5%	11.8%	14.4%	37.2%	25.1%	100.0%

福祉増進を事業活動分野とする法人 (法人格別)	法人数		市区町村から					総収入
			もらった収入	事業委託	指定管理者制度	パウチャー制度	その他	
社会福祉法人	68	平均金額	2,064	10,885	3,828	35,004	7,290	137,992
		全収入に占める比率	1.5%	7.9%	2.8%	25.4%	5.3%	42.8%
		市区町村からの収入に占める比率	3.5%	18.4%	6.5%	59.3%	12.3%	100.0%
社団法人・財団法人	61	平均金額	7,615	17,878	27,042	641	21,477	322,727
		全収入に占める比率	2.4%	5.5%	8.4%	0.2%	6.7%	23.1%
		市区町村からの収入に占める比率	10.2%	23.9%	36.2%	0.9%	28.8%	100.0%
特定非営利活動法人	126	平均金額	996	1,731	6,899	6,285	1,689	90,313
		全収入に占める比率	1.1%	1.9%	7.6%	7.0%	1.9%	19.5%
		市区町村からの収入に占める比率	5.7%	9.8%	39.2%	35.7%	9.6%	100.0%

7. まとめ

本稿では、自治体・サードセクター間の財政関係について、人口の小規模性、人口減少、高齢化（人口三要因）の観点から検証した。

人口三要因は、市町村行政の執行体制のあり方、サードセクターの立地に影響しており、市町村の執行体制では、人口の小規模性、人口減少、高齢化のそれぞれの程度と、直接執行・委託執行の比重の低下、間接執行の比重の上昇との間に緩やかな相関関係が認められること、執行体制のあり方は政策分野で異なり、直接執行と委託執行・間接執行の間の代替関係が異なることが確認された。また、サードセクターの立地については、法人格の種類や事業活動目的で人口三要件の影響が異なることが確認された。

政策的含意としては、今後の地方創生では、人口三要件に関する行政の執行体制の変容やサードセクターの立地集積特性を踏まえた互恵的な行政－サードセクター関係の構築が課題であることが示されている。

以上

〔参考文献〕

喜多見富太郎（2015）「サードセクターガバナンスと地方創生」RIETI DP 15-J-021

喜多見富太郎（2016）「自治体の雇用削減と公的サービス供給体制の変化」REITI DP16-J-037

喜多見富太郎（2016）「自治体における行政活動の定量的把握」産大法学第 50 巻第 1・2 号

篠原弘章（1989）『ノンパラメトリック法（行動科学の BASIC5）』ナカニシヤ出版

前田健太郎（2014）『市民を雇わない国家：日本が公務員の少ない国へと至った道』東京大学出版会

(別表 1)

法人格種類別の回答数

一般社団法人（非営利型）	100	6.8%
一般社団法人（上記 1 以外）	39	2.6%
一般財団法人（非営利型）	62	4.2%
一般財団法人（上記 3 以外）	35	2.4%
公益社団法人	78	5.3%
公益財団法人	99	6.7%
社会医療法人、特定医療法人、2007年4月以降設立の医療法人	27	1.8%
医療法人（上記 7 以外の医療法人）	62	4.2%
認定特定非営利活動法人	205	13.9%
特定非営利活動法人（上記以外）	179	12.1%
社会福祉法人	77	5.2%
学校法人（準学校法人を含む）	59	4.0%
職業訓練法人	111	7.5%
更生保護法人	54	3.6%
消費生活協同組合	15	1.0%
農業協同組合	28	1.9%
漁業協同組合	25	1.7%
森林組合	39	2.6%
中小企業等協同組合	31	2.1%
信用金庫、信用組合、労働金庫	64	4.3%
共済協同組合	51	3.4%
労働組合（法人）	30	2.0%
その他	10	0.7%
計	1480	100.0%
非営利セクター全体	1187	80.2%
脱主務官庁制の非営利法人	797	53.9%
主務官庁制の非営利法人	390	26.4%

(別表 2)

法人格の種類別の支出構造

法人格の種類	回答者全体		有効 回答	移転的支出	直接人件費	直接物件費	間接費	支出総額
	人数	割合						
一般社団法人（非営利型）	100	6.8%	83	18.7%	38.9%	39.5%	28.5%	100.0%
一般社団法人（上記1以外）	39	2.6%	30	13.0%	45.1%	40.2%	19.2%	100.0%
一般財団法人（非営利型）	62	4.2%	51	15.3%	34.3%	50.3%	21.7%	100.0%
一般財団法人（上記3以外）	35	2.4%	32	12.8%	40.8%	51.9%	13.8%	100.0%
公益社団法人	78	5.3%	70	6.7%	31.2%	52.6%	15.1%	100.0%
公益財団法人	99	6.7%	93	26.8%	33.4%	48.8%	16.5%	100.0%
社会医療法人、特定医療法人、 2007年4月以降設立の医療法人	27	1.8%	18	1.9%	59.6%	30.8%	8.4%	100.0%
医療法人（上記7以外の医療法人）	62	4.2%	43	3.6%	55.2%	30.0%	17.5%	100.0%
認定特定非営利活動法人	205	13.9%	185	9.7%	42.0%	46.4%	17.8%	100.0%
特定非営利活動法人（上記以外）	179	12.1%	156	13.1%	51.7%	42.4%	20.4%	100.0%
社会福祉法人	77	5.2%	65	2.5%	69.7%	23.6%	9.3%	100.0%
学校法人（準学校法人を含む）	59	4.0%	47	5.1%	65.0%	29.0%	9.4%	100.0%
職業訓練法人	111	7.5%	95	13.0%	45.1%	40.2%	19.2%	100.0%
更生保護法人	54	3.6%	47	20.8%	41.2%	30.9%	14.0%	100.0%
消費生活協同組合	15	1.0%	13	11.1%	51.1%	37.6%	9.6%	100.0%
農業協同組合	28	1.9%	17	2.4%	45.3%	44.6%	12.8%	100.0%
漁業協同組合	25	1.7%	20	2.9%	34.0%	53.6%	18.7%	100.0%
森林組合	39	2.6%	33	15.7%	28.9%	46.5%	46.2%	100.0%
中小企業等協同組合	31	2.1%	29	10.2%	35.2%	43.6%	38.4%	100.0%
信用金庫、信用組合、労働金庫	64	4.3%	51	2.0%	53.7%	32.2%	14.3%	100.0%
共済協同組合	51	3.4%	41	42.0%	36.6%	29.2%	14.1%	100.0%
労働組合（法人）	30	2.0%	22	23.8%	38.7%	36.0%	14.0%	100.0%
その他	10	0.7%	8	34.3%	45.2%	19.7%	22.8%	100.0%
計	1,480	100.0%	1,249	13.4%	44.4%	39.1%	18.3%	100.0%
非営利セクター全体	1,187	80.2%	1,015	11.2%	47.8%	38.6%	16.1%	100.0%
脱主務官庁制の非営利法人	797	53.9%	700	14.5%	39.7%	46.5%	19.1%	100.0%
主務官庁制の非営利法人	390	26.4%	315	7.8%	56.0%	30.7%	13.0%	100.0%

注：移転的支出とは、上下部団体に対する負担金・会費、保険等の給付金、寄付金・贈与金、補助金、損害保険料等

